

取扱区分：「公開」

令和2年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和2年3月10日(火) 10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 G

令和2年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和2年3月10日(火) 午前9時58分～10時38分

2 場所 周南市役所 2階 共用会議室 G

3 会議に付した議案

議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第8号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第10号	農用地利用集積計画について	339件
議案第11号	農業振興地域整備計画の変更について	3件
報告第7号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第8号	非農地証明について	14件

4 出席委員

第1番 竹安昌巳君	第2番 林俊一君
第3番 松田孝行君	第4番 藤原典子君
第5番 岩田実君	第6番 弘中壽君
第7番 山崎光夫君	第8番 徳本勉君
第9番 秋貞啓子君	第11番 高橋恵君
第12番 田中榮作君	第13番 藤井孝君
第14番 原田雅之君	第15番 歳光時正君
第16番 笠井保雄君(職務代理者)	
第17番 西田孝美君(会長)	

5 欠席委員

第10番 佐 伯 伴 章 君

6 関係課

農林課 主 査 大 木 幸 代

農林課 副主任 藤 井 敬

7 事務局職員

局 長 山 本 博 彦 次 長 原 田 省 二

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

おはようございます。

コロナウィルスの関係で様々な集会、会合等の中止決定がされており、総会についても短時間で終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。

いつも通り、携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

次に、議案書の修正が1件あります。

議案書1ページ、「議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、3番につきまして、令和2年3月9日、申請者から取下げ書の提出がございましたので、削除をお願いいたします。

次に、定足数ですが、本日の出席委員は17名中16名で、会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第10番佐伯伴章委員の1名で、会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和2年第3回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第7番、山崎光夫委員、第13番、藤井孝委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第7号を事務局より説明をお願いします。

議案書の1ページ、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

事務局長

それでは、1番で所在地は、記載のとおりで、地目は田、1筆の1、475平方メートルです。

権利移動は、所有権移転で、理由については、譲渡人は、遠方に居住で耕作ができないため、譲受人は、耕作地を増やしたいとするものです。

取得後の農地は、約46アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第13番

13番の藤井です。

藤井 孝委員

議案第7号1番、内容は事務局の説明のとおりです。

譲受人と出会い、意思確認、現地確認を行いました。

特に問題ないと思います、よろしくをお願いします。

議長（西田会長）

1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第7号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番を事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは、2番で所在地は、記載のとおりで、地目は畑、2筆の243平方メートルでございます。

権利移動は、所有権移転で、理由については、譲渡人は、農地を管理できないため、譲受人は、自宅に隣接しており、以前から農作物を作っているため譲り受けるものです。

取得後の農地は、約99アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第12番

12番、田中です。

田中 榮作委員

先日3月3日に、両者と現地にて確認いたしました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

議長（西田会長）

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

2番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第7号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、議案第8号を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

議案書の2ページ、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

それでは、1番で申請人は、記載のとおりで、既に住宅進入用通路として使用されており、無断転用であり、農地法を遵守する旨の始末書が令和元年5月17日付けで提出されています。

また、既に整備されている農業用倉庫については、隣接する寺の駐車場等を管理するための用具を収納する必要があることから、一般倉庫として活用を図るものです。

申請地は、●●支所から南西へ約250メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

次に、農地転用許可基準についてですが、農地区分は、概ね300メートル以内に支所がある、第3種農地です。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等については、申請地が農業振興地域内の農用地であったことから、昨年7月総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により協議、令和元年10月25日付けで、除外許可の決定通知を受けています。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第9番

秋貞 啓子委員

9番、秋貞です。

議案第8号1番について、ご報告いたします。

申請人とは、昨日電話で確認しました。

昨年、隣接する寺に法面より上の農地を駐車場として譲渡しましたが、その下の法面及び自宅通路が農地のままとされており、実際には倉庫を建て、通路として利用しており、この度農地を除外して頂きたい旨の申し出がありました。

よろしくご協議をお願いいたします。

議長（西田会長）

1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第8号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、2番で申請人は、記載のとおりで、高齢となり、耕作していくことが不可能であることから、桜、モミジ、椿を植樹するものです。

既に一部を植樹しており、無断転用であり、農地法を遵守する旨の始末書が令和2年1月30日付けで提出されています。

申請地は、●●支所から南西へ約440メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

地籍図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

次に、農地転用許可基準についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地です。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第15番

歳光 時正委員

15番、歳光でございます。

番号2について、3月1日に会長と現地を確認しました。

現地は、10年以上荒れておりましたが、昨年11月に事前着工で農地法の規程を知らず、すでに桜等を植えてありました。

今回農地法の規程を守らなかったことに対して、始末書を令和2年1月30日付で提出されております。

面積的には253平方メートルと少なく、周りの農地もすでに荒れている状態ですが、調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（西田会長）

2番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第8号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、議案第9号を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

議案書の3ページ、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案4件です。

それでは、1番で申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業のため、パネル設置面積341.32平方メートル、発電出力38.5キロワットの太陽光パネル212枚を設置するものです。

譲渡人は、今まで耕作を行っていたが、会社員であり耕作を行うことが難しく、有効活用のため、譲受人からの申し出に応じたものです。

申請地は、●●支所から北東へ約1.4キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

地籍図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

次に、農地転用許可基準についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地です。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等については、申請地

が河川保全区域であり、工作物設置については、河川法第55条の許可が、令和2年2月20日付けで交付されています。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番

6番の弘中です。

弘中 壽委員

先に、譲受人と譲渡人について電話で意思確認をしました。

今、説明がありましたとおりの計画で、進められるものと確認いたしました。

議長（西田会長）

1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第9号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、2番で申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業のために、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

譲渡人は、休耕しており管理も困難となったため、譲渡人からの申し出に応じたものです。

申請地は、●●支所から北へ約1.5キロメートルに位置し、所在、地目地積は、記載のとおりです。

地籍図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

次に、農地転用許可基準についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地です。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計

画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番

6番の弘中です。

弘中 壽委員

先に、譲受人と譲渡人について電話で意思確認をしました。

現地についても、確認しているところです。

今、説明がありましたとおりの計画で、進められるものと確認いたしました。

議長（西田会長）

2番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第9号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、3番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、3番で申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業を行うために、パネル設置面積413.97平方メートル 発電出力49.5キロワットの太陽光パネル216枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となり、譲受人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたことで、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から北へ約500メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

次に、農地転用許可基準についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地です。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満

議長（西田会長）
事務局代読

たしています。

以上です。

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

3番の現地調査を報告いたします。

3月5日に譲渡人とは、現地にて本人立ち会いで意思確認しました。

現地は地目が畑ですが、管理困難になったということで譲渡を考えていたところ、譲受人と話がつき譲渡することとしたと話されました。

現地は、畑として維持するのも困難で、出入りの道路も狭く、作業もたいへんと思われるので、譲渡には問題ないと思います。

譲受人とは、遠距離のため、電話にて意思確認を行い、申請内容に間違いのないとを確認しました。

以上で、申請内容に問題はないと思われますので、ご審議をよろしく願います。

議長（西田会長）

3番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第9号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

次に、4番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、4番で申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業を行うために、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となり、譲受人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたことで、今回の申請になったものです。

申請地は、●●総合支所から南東へ約380メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

次に、農地転用許可基準についてですが、農地区分は、水管、下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、概ね500メートル以内に2以上の教育施設のある、第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第1番

1番の竹安です。

竹安 昌巳委員

9号4番について報告します。

最初に本申請地は昨年6月の委員会で審議し、許可されましたがその後、申請者より許可取り消しの申請が提出されたものです。

今回改めて、太陽光発電設置に伴う権利移動許可申請がされたものです。

申請地の位置及び申請内容等については、事務局の説明のとおりです。

現地確認は、草刈がされておりました。

譲渡人には、高齢となり維持管理が困難で、昨年の許可取り消しの理由も解決したこと、次に譲受人は遠方であり電話にて、意思確認を行いました。

今回の申請地が、適地として考え購入したとのことです。

支障ないものと思料されます、審議のほどよろしくをお願いします。

議長（西田会長）

4番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第9号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

次に、議案第10号を事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案書の4ページをお願いします。

それでは、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり

り周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

令和2年3月10日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別送の別紙「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長（西田会長）

それでは、議案について農林課大木主査より、説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

よろしく申し上げます。

農林課

大木主査

それでは、議第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてですが、1月までに受け付けた、農用地利用集積の利用権設定について、その計画案を提出しています。

本会で審議、決定をいただき、4月1日の公告となります。

内容につきましては、徳山地区121件、新南陽地区7件、熊毛地区79件、鹿野地区132件の合計339件、794筆の案件です。

その内、農地中間管理機構への貸付が、長穂地区・三丘地区・鹿野地区の3地区におきまして、28件、81筆です。

説明は、以上となります。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

議長（西田会長）

只今の議案10号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（課題、情勢等についての発言あり。）

議案第10号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第11号を事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いします。

議案第11号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたいので意見を求め

る。

令和2年3月10日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が2件、編入が1件でございます。

議長（西田会長）

この諮問について、農林課の藤井副主任の説明を受け、地区担当委員から現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、決定を行いたいと思います。

よろしく申し上げます。

農林課

農林課の藤井です。

藤井副主任

議案第11号「農業振興地域整備計画の変更について」は、1月末で2件の除外、1件の編入の申出があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外についてですが、地権者が高齢かつ遠方に居住し、農地として維持管理を継続することが困難であり、他に耕作者も見込まれないことから、申出地に桜等を植樹し、林地として適切に管理したいとの申出です。

既に申出地の一部には、桜等が植樹されており、無断転用にあたりますので、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律を遵守する旨の始末書が令和元年12月8日付けで提出されています。

申出地は、●●支所から南東に約1.1キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の西側から北側にかけては原野及び農地に面しております。また、東側は市道及び宅地に面しており、南側は農地及び宅地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員さんからの現地調査並びに除外に関する意見をお願いします。

第15番

歳光 時正委員

15番、歳光です。

番号1について、3月1日に会長と現地確認を行い、本人については千葉県に在住という事で、電話にて確認を致しました。

現地は計5,974平方メートルで広いわけではありますが、先ほど報告がありましたように事前着工で、一部植樹がなされています。

しかしながら、約40年以上耕作されておらず、管理が出来ないため植樹するものであります。

昨年、●●●●に草刈等を行っているようです。

この無断転用に関しまして、令和元年12月に始末書も出され、今後農地法を遵守すると言われておりました。

項目に沿って調査を行いました、問題ないと思います。

除外には、問題ないと思われます。

よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第11号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

次に、2番につきまして、説明をお願いします。

農林課

藤井副主任

それでは、2番の除外についてですが、地権者夫婦及び長男が居住する住宅において、長女が同居することにより、現在の住宅が手狭となったことから、長男が申出地に自己用住宅を建築したいとの申出です。

申出地は、●●支所から南西に約1.5キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側から東側にかけては農地に面しており、南側から西側にかけては宅地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについても、県の担当部局に事前に確認していただきます。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査並びに除外に関しての意見をお願いします。

第13番

13番の藤井です。

藤井 孝委員

議案第11号2番について、内容は今の説明のとおりです。

申請人と意思の確認と現地確認を行いました。

書類も完備されており、問題無いと思われ、よろしくをお願いします。

議長（西田会長）

2番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第11号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

次に、3番につきまして、説明をお願いします。

農林課

それでは、3番の編入についてですが、申出地は●●地区で、来年度から

藤井副主任

●●●地区集落協定へ参加し、中山間地域等直接支払交付金事業を活用するにあたり、事業の対象地が農用地区域内の農用地に限られていることから、今回の申出となりました。

申出地は、●●支所から北東に約250メートルのところに位置しており所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配布資料をご覧ください。

申出地の南側には、●●●地区集落協定の協定農用地があります。

以上です。

議長（西田会長）

地区担当委員からの現地調査並びに編入に関しての意見をお願いします。

事務局代読

3番について現地調査報告いたします。

申出者とは電話連絡し、現状を今後どうするか話をしました。

現地は、農用地として稲作をしておられますが、中山間地域等直接支払制

度に参加するためには、農用地である必要があるのですが、当農地は除外されている状況であり、今回農用地として認めてもらい、現在は他の農業者の方が耕作されていますが、制度に参加し農地として維持したいとの希望も持っておられます。

農用地の変更申請を認めてもよいと思われるので、審議よろしくお願います。

議長（西田会長）

3番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第11号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

次に、報告事項に入ります。

報告第7号及び第8号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページから11ページをお願いします。

報告第7号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」は、4件
報告第8号「非農地証明について」は、14件です。

いずれも内容については、記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

また、非農地証明については、現地も確認のうえ、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告します。

以上です。

議長（西田会長）

以上で、報告第7号及び第8号を終わります。

これで、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和2年第3回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午後10時38分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年3月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 山 崎 光 夫

委 員 藤 井 孝